

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年10月20日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国土交通省大阪航空局

宮崎空港事務所総務課長

廣野奮

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和2年12月14日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課長

根本幸枝

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年1月15日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

山浦親一

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国土交通省大阪航空局広島空港事務所（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年2月8日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国土交通省大阪航空局  
広島空港事務所長

力丸安幸

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国土交通省航空局航空ネットワーク企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年3月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国土交通省航空局

航空ネットワーク企画課長

北村朝一

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び文化庁宗務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月10日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

文化庁宗務課長

石崎宏明

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び財務省関税局総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

財務省関税局総務課長

渡部康人

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部個人課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁課税部個人課税課長

上良睦彦

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部資産課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁課税部資産課税課長

西野享太郎

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部法人課税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁課税部法人課税課長

田島伸二

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部酒税課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁課税部酒税課長

郷敦

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁課税部消費税室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁課税部消費税室長

松山清人

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁徴収部徴収課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁徴収部徴収課長

黒澤伸

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁徴収部管理運営課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁徴収部管理運営課長

三宅啓介

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁長官官房企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁長官官房企画課長

田島伸二

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び国税庁調査査察部調査課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年6月30日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

国税庁調査査察部調査課長

古川勇人

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月10日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

厚生労働省職業安定局地域雇用対策課長

竹内聰

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び経済産業省貿易経済協力局貿易審査課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第15号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月24日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

経済産業省貿易経済協力局貿易審査課長

本城浩

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局需給調整事業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月26日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

篠崎拓也

## 合意書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

### 記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第51号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことによる起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
  - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
  - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
  - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和3年11月26日

法務省民事局民事第二課長

村松秀樹

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長

小野寺徳子